



**100歳
おめでとう!**

神原芳雄さん(洞第4)が、5月25日の誕生日で、100歳を迎えました。

真屋町長が、自宅に伺い、お祝い金と花束を贈りました。

開業・起業を目指す人へ 洞爺湖町チャレンジショップ支援事業

洞爺湖町では、町内における商工業の振興と活性化を目的に、空き家・空き店舗を活用し、地域に根ざした特色あるショップを開業、起業しようとする人などに補助金を交付する、洞爺湖町チャレンジショップ支援事業を実施します。

同補助事業の対象者は、町が規定する業種を営む町民又は町民になる予定の方で、なおかつ空き店舗などの所有者と同一世帯及び2親等以内の親族でなく、町税などを滞納していない方です。

対象となる業種、事業、交付額は次のとおりです。

<業種>

- ①小売業、サービス業、飲食業
- ②地元農産物及び海産物直売所
- ③農産物及び海産物を使った加工品の製造・販売業
- ④地域の景観を生かした観光業

⑤その他、本町の特徴を生かした事業
<事業>

補助の対象は、業種を営むための店舗などの改装費、又は備品購入費、家賃。

<交付額>

- ①改装費補助 店舗などの改装費の1/2以内とし、50万円を限度とします。
- ②備品購入費補助 開業に必要な備品など購入費の1/2以内とし、30万円を限度とします。
- ③家賃補助 空き店舗の家賃(敷金・礼金除く)対象額の1/2以内とします。最長2年間とし、1年目は5万円、2年目は3万円を限度とします。



問合せ 企画防災課地域振興グループ
☎ 74-3004

障害児(者)手当制度のお知らせ

障害のある方の経済的な援助として、次の手当の支給を行っています。

給される手当

(1)特別児童扶養手当
20歳未満の身体または知的に中程度以上の障害をもつ児童を養育している父母などに支給されます。なお、児童が福祉施設に入所しているとき、受給者及びその家族に一定の所得があるときは支給されません。

◆対象児童◆ ①身体障害者手帳1〜3級程度及び4級(一部)に相当する程度の障害をもつ児童。(障害の部位によって異なります) ②療育手帳A判定及びB判定(一部)に相当する程度の知的障害をもつ児童。③精神障害者保健福祉手帳1級及び2級(一部)に相当する程度の障害をもつ児童。

◆手当月額◆ 重度(1級)50,000円・中度(2級)30,000円・障害児(者)本人に支給される

◆手当月額◆ 重度(1級)50,000円・中度(2級)30,000円・障害児(者)本人に支給される

◆手当月額◆ 重度(1級)50,000円・中度(2級)30,000円・障害児(者)本人に支給される

◆手当月額◆ 重度(1級)50,000円・中度(2級)30,000円・障害児(者)本人に支給される

る手当

(1)障害児福祉手当
重度の障害があるために、日常生活において、常に介護が必要な20歳未満の在宅の児童に支給されます。なお、児童が施設に入所しているとき、本人・扶養義務者に一定の所得があるときは支給されません。

◆対象児童◆ ①身体障害者手帳1〜2級(一部)に相当する程度の障害をもつ児童。(障害の部位によって異なります) ②療育手帳A判定(一部)に相当する程度の知的障害をもつ児童。③精神保健福祉手帳の1〜2級(一部)に相当する程度の障害をもつ児童。

◆手当月額◆ 14,330円

(2)特別障害者手当
著しい重度の障害があるため、日常生活において、常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給されます。なお、本人が施設に入所しているとき、本人・扶養義務者など

◆手当月額◆ 26,340円

◆手当月額◆ 26,340円

◆手当月額◆ 26,340円

に一定の所得があるときは支給されません。

◆対象者◆ ①身体障害者手帳1〜2級程度の障害が複数以上あり、常に特別の介護を必要とする方。(障害の部位によって異なります) ②知的・精神・血液・内臓障害などで①と同程度の状態であり、常に特別の介護を必要とする方。

◆手当月額◆ 26,340円
認定請求の手続き
請求の手続きを行うことが必要です。

ただし、所得や施設入所などによる支給制限がありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

問合せ 健康福祉課福祉・高齢者グループ ☎ 74-3001

